

令和 年 月 日

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓
 直結型非常用貯水槽

設置申請（届出）書

東京都水道局長 殿

お客さま番号									

設置場所	区市町	丁目	番地	号
	マンション名等			
所有者	区市町	丁目	番地	号
	所有者名			
	連絡先	TEL	()	
管理責任者 (管理会社等)	区市町	丁目	番地	号
	管理会社名			
	責任者名			
	連絡先	TEL	()	

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓または直結型非常用貯水槽の設置に当たって、下記の事項を誓約します。

記

【誓約事項】

<共通>

- ① 災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。
- ② 破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。
また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。
- ③ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。

<非常用給水栓>

- ① 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。
また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。
- ② 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。
- ③ 東京都給水条例第33条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。
- ④ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。

<直結型非常用貯水槽>

- ① 災害時に非常用貯水槽の性能が十分発揮されない状況が発生しても、当局はその責任を一切負わないため、所有者又は管理責任者において対処すること。
- ② 点検口を設置する場合は、鍵等により施錠を行い容易に開閉できないように措置を講じると共に、「災害時以外使用不可」等の表示を行うこと。

〔設置確認欄〕

〔受付欄〕

給水課長	課長代理	担当者

所長	担当者